

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和7年5月13日

【会社名】 オーストラリア・ニュージーランド銀行
(Australia and New Zealand Banking Group Limited)
(Australian Business Number 11 005 357 522)

【代表者の役職氏名】 グループ財務責任者 (Group Treasurer)
エイドリアン・ウェント (Adrian Went)

【本店の所在の場所】 オーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、
コリンズ・ストリート833、9階、ANZセンター・メルボルン
(ANZ Centre Melbourne, Level 9, 833 Collins Street,
Docklands, Victoria 3008, Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒丸 博善

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒丸 博善
弁護士 海江田 光

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	令和7年2月28日
効力発生日	令和7年3月10日
有効期限	令和9年3月9日
発行登録番号	7-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 7,500億円
発行可能額	7,500億円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、令和7年5月13日（提出日）である。

【提出理由】 発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出されたため。（訂正内容については、本文を参照のこと。）

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【訂正内容】

第二部 参照情報

第1 参照書類

<訂正前>

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 2024年度（自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日）

令和6年12月17日 関東財務局長に提出

事業年度 2025年度（自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日）

令和8年3月31日までに関東財務局長に提出予定

2 半期報告書

2025年度上半期（自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日）

令和7年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2026年度上半期（自 令和7年10月1日 至 令和8年3月31日）

令和8年6月30日までに関東財務局長に提出予定

3 臨時報告書

該当事項なし

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当事項なし

5 外国会社半期報告書及びその補足書類

該当事項なし

6 外国会社臨時報告書

該当事項なし

7 訂正報告書

該当事項なし

<訂正後>

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 2024年度（自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日）

令和6年12月17日 関東財務局長に提出

事業年度 2025年度（自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日）

令和8年3月31日までに関東財務局長に提出予定

2 半期報告書

2025年度上半期（自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日）

令和7年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2026年度上半期（自 令和7年10月1日 至 令和8年3月31日）

令和8年6月30日までに関東財務局長に提出予定

3 臨時報告書

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和7年5月13日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき臨時報告書を令和7年5月13日に関東財務局長に提出

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当事項なし

5 外国会社半期報告書及びその補足書類

該当事項なし

6 外国会社臨時報告書

該当事項なし

7 訂正報告書

該当事項なし